



岐阜労働局発表  
平成30年8月1日(水)

【担当】

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 澤田 幹男  
課長補佐 安江 誠  
電話 058-245-8103

### 登録教習機関に対する業務停止の行政処分について

岐阜労働局(局長 稲原俊浩)は、平成30年8月1日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関であるコベルコ教習所(株)岐阜教習センター(センター長 長尾達也)が実施した車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、2月間の業務停止の行政処分を行った。

#### 記

#### 1 行政処分対象者

名称	コベルコ教習所(株)岐阜教習センター
代表者職氏名	センター長 長尾 達也
所在地	岐阜県大垣市本今町 1720- 5
登録番号	第103号
登録区分	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

#### 2 処分の内容

平成30年8月20日から平成30年10月19日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の業務を停止すること。

3 処分を行った日

平成 30 年 8 月 1 日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 77 条第 3 項で読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号

5 処分の原因となった事実

平成 30 年 3 月 7 日から 8 日の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の学科講習について、講習時間が所定時間に満たない技能講習を実施したにもかかわらず、同技能講習修了証を交付したこと。

## 関 連 条 文 (要約)

### 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)

#### (登録教習機関)

##### 第 77 条第 3 項

第 53 条第 1 項の規定は、登録を受けて技能講習又は教習を行う者について準用する。

#### (登録の取消し等)

##### 第 53 条第 1 項

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

##### 第 53 条第 1 項第 2 号 (読替規程による)

第 77 条第 6 項若しくは第 7 項の規定に違反したとき。

#### (登録教習機関)

##### 第 77 条第 7 項

登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

#### (技能講習)

##### 第 76 条第 3 項

技能講習の受講資格及び受講資格及び受講手続きその他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習規程(昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 112 号)

#### 第 2 条

技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械 整地 運搬 積込み用及び掘削用（労働安全衛生法施行令 昭和四十七年政令第 二百十八号。以下「令」といふ） 第二十条第一号の建設機械のつち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械をいふ。以下同じ）の原動機 動力伝達装置 走行装置 かし取り装置 ブレーキ 電気装置 警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方法	四時間
作業に関する装置の構造 取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械 整地 運搬 積込み用及び掘削用の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械 整地 運搬 積込み用及び掘削用による一般的作業方法	五時間
講運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械 整地 運搬 積込み用及び掘削用の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法	二時間

以下省略